

研修受講支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく研修受講支援事業について、必要な事項を定める。

2 目的

介護事業所における介護サービスの向上につながる資格の取得を支援することにより、介護職員の資質の向上を図る。

3 補助事業の内容

補助事業等の内容については、次のとおり定める。

(1) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護事業所」という。）の開設者とする。

(2) 補助事業の内容

介護事業所において、従業者が介護技術等の向上を図る資格を取得するために必要な研修等の受講料を負担する。

対象となる研修等は次のとおりとする。

ア 喀痰吸引等研修（3号研修に関しては、特定の対象者が障害福祉サービスのみを利用している場合は対象外とする。）

イ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習

(3) その他

ア 介護事業所が受講料を負担し、補助金申請年度内に修了した研修等を補助対象とする。

イ 前項の規定にかかわらず、遅くとも翌年度内に研修の修了が確実に見込まれる場合については、未修了者に係る研修受講状況を確認した上で、補助対象とすることができる。

ウ 介護事業所は、イにより補助対象となった未修了者が研修等を修了した場合は、研修修了証の写し等を遅滞なく提出しなければならない。

エ 補助金申請翌年度内に研修が修了しない場合には、交付を受けた補助金の返還を要する。

オ 補助対象となる費用は、介護事業所が研修機関等に直接支払った受講料若しくは、従業者が負担した受講料に対して当該従業者に支払った支給金を対象とする。（いずれも研修の受講に必要なテキスト代、保険料、手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価、補講代を除く。）

カ オの支給金は、給与、賃金、諸手当等と明確に区別して支給したものに限り、当該支給金の支払いは、補助金申請年度に完了しなければならない。

3 その他

- (1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (2) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。